

【資料 2】

令和 4 年度歳出予算に係る予算の流用について

次のとおり当協議会の歳出予算を流用したので、津市地域公共交通活性化協議会財務規程第 5 条第 2 項の規定により報告します。

1 流用の内容について

流 用 日		令和 4 年 9 月 2 8 日
流 用 額		9 1, 4 3 2 円
理 由		トナー等を購入するに当たり、 予算額に不足が生じたため。
流用元	流用元科目	3 事業費 1 事業費 3 委託料
	流用前予算現額	3, 6 7 0, 0 0 0 円
	流用後予算現額	3, 5 7 8, 5 6 8 円
流用先	流用先科目	2 事務費 1 事務費 1 事務費
	流用前予算現額	1 0 3, 0 0 0 円
	流用後予算現額	1 9 4, 4 3 2 円

2 令和 4 年度歳出予算について

款	項	目	予算額	流用額	予算現額
1 運営費	1 会議費	1 会議費	428,000	0	428,000
2 事務費	1 事務費	1 事務費	103,000	91,432	194,432
3 事業費	1 事業費	1 印刷製本費	0	0	0
		2 修繕料	0	0	0
		3 委託料	3,670,000	▲91,432	3,578,568
		4 備品購入費	0	0	0
		5 工事請負費	0	0	0
		6 運行事業費	0	0	0
4 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0
合計			4,201,000	0	4,201,000

津市地域公共交通活性化協議会財務規程

平成20年8月20日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、津市地域公共交通活性化協議会規約第13条の規定に基づき、津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、津市及び企業等からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度、予算を調製し、年度開始前に協議会の会議（以下「会議」という。）に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4 会長は、予算につき会議において承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに津市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに会議に諮るものとする。

2 補正予算が会議において承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、津市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、速やかに会議において報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第7条 会長は、事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、津市の例により行うものとする。

2 出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに協議会の決算を調製し、会議において認定に付すものとする。

2 会長は、前項の規定により決算を認定に付すに当たっては、監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、決算につき、会議において認定に付したときは、当該決算書の写しを速やかに津市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成20年8月20日から施行する。

2 協議会の設立後最初の会計年度に係る予算は、第2条第2項の規定にかかわらず、設立に係る会議の定めるところによる。

3 平成21年度に係る予算は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年度最初の会議の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	負担金	1	負担金	1	負担金
2	補助金	1	補助金	1	補助金
3	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
4	諸収入	1	諸収入	1	諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	運営費	1	会議費	1	会議費
2	事務費	1	事務費	1	事務費
3	事業費	1	事業費	1 2 3 4 5 6	印刷製本費 修繕料 委託料 備品購入費 工事請負費 運行事業費
4	予備費	1	予備費	1	予備費